岡山県真庭市立河内小学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月 改訂

い じ め に 関 す る 現 状 لح 課 題

・本校の昨年度のいじめの認知件数は4件。からかい、悪ふざけなどから双方の言動がエスカレートしてしまったもの、注意を聞かずしつこくしてくるから、抑えきれず暴力、暴言をし てしまたものである。その都度指導を行った。その後も注意深く様子を観察し、解決にいたっている。登下校中の注意などからトラブルに発展することもあったので、注意をする側は、 される側も気持ちよく受け入れられる声掛けの仕方等も考えられるよう指導を継続していく。タブレット端末、インターネット、スマートフォン等の利用も増えており、ネット上の児童のや りとりなど実態を十分に把握しにくい現状がある。早期発見、未然防止の取組のため、毎月のアンケート・QU検査の活用、職員研修、分掌連携など組織として取組を継続し、児童一 人一人が自己有用感をもち、自尊感情を高めるための集団づくり授業づくりの研修の充実に努める。今年度もアンケートを行ったり細やかな観察を行ったりしながら児童理解に努 め、いじめの早期発見・未然防止・適切な対処を行うと共に、人権意識を高める指導等についての職員研修を行い、指導力の向上に努める。

い じ め 問 題 ^ മ 対 策 の 基 本 的 な 考 え 方

- ・いじめを許さない、見過ごさない雰囲気作りに努める
- ・児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ・いじめの早期発見のために、生活実態アンケートなど様々な手段を講じる。 ・いじめが起きた場合、早期解決を目指すために、学校と家庭が協力して事後指導にあたるとともにまた関係機関と連携を深める。
- ・いじめについての認識を深め、Q-Uを活用した児童理解や学級経営等についての教職員研修を実施する
- -人ひとりが活躍できる学習活動・教育活動を行う。 ・縦割り活動や交流会などで人との関わり方や自己高揚感を高める活動を行う。
- 情報モラルに関する授業を実施する。

学 関係機関等との連携 保護者・地域との連携 校 <連携機関名> <連携の内容> い じ め 対 策 委 員 会 ・学校の基本方針をPTA総会等で説明し、学 ·真庭市教育委員会 校のいじめ問題への取り組みに保護者の理 <連携の内容> 解を得るとともに、PTA研修会や学級懇談会 ・保護者支援専門スタッフ等の派遣 <いじめ対策委員会の役割> 等を活用したいじめ問題についての意見 ・職員会議毎に開催し、児童の実態の把握につとめる。緊 交換の場を設定し、取組の改善に生かす。 <学校側の窓口> 急を要する場合は対応を協議する。 ・学級PTA活動の充実を図り、児童の実態を ・直後の職員会議や校内研修で全教職員へ周知する。緊 • 教頭 養護教諭 急の場合は朝礼で伝達する。 把握し、早期発見に努める。 ・インターネット上のいじめの問題やスマート 校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭 フォン等の正しい使い方についてのPTA研 <構成メンバー> 修会を実施する。 •校外 ・学校便りに相談窓口の紹介を掲載し活用 学校運営協議会、民生児童委員、保健師 <連携機関名> •校内 •真庭警察署 校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭 <連携の内容> 該当担任、スクールカウンセラー、SSW ・非行防止教室の実施、定期的な情報交換、 <学校側の窓口> •生徒指導主事 全 教 職 員

学 校 が 実 施 す る 取 組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気作りに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心掛け、基礎基本の定着 を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。また、キャリア教育の視点を意識した指導を推進し、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるよう に努める。さらに、道徳や学級活動の時間を中心に、命の大切さについて指導をし、「いじめは絶対許されないことである」という認識を児童が持つように、教育 活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりすることや知らん顔することも「傍観者」として、いじめに加担していることを理解させる。

- (1)いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2)児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
 - ①一人一人が活躍できる学習活動

1

じ

め

ത

防

ıΕ

2

早

期

発 見

の

対 処

- ②人との関わり方を身につけるためのトレーニング活動
- ③安心して自分を表現できる年間のカリキュラムの作成
- ④人とつながる喜びを味わう体験活動
- ⑤情報モラル教育を低学年から指導
- (3)教職員研修 職員の指導力向上のための研修会を行う。(Q-Uを活用した研修等)
- (1)いじめの早期発見のための様々な手段を講じる。
 - ①「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が様子を見守り、日常的な児 童の観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない感覚を身につけるようにする。
- ②おかしいと感じた児童がいる場合には、教職員で共有し、より多くの目で当該児童を見守る。
- ③様子に変化が見られた場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感を持たせるとともに問題の有無を確かめる。 解決すべき問題がある場合には、教育相談等で当該児童から悩みや不安を聞き、早期解決を図る。
- ④「学校生活に関するアンケート」を毎月行い、児童の悩みや人間関係を把握して、いじめゼロの学校作りを目指す。
- (2)いじめの早期発見のために、全職員が一致団結して組織的に問題の解決にあたる。
- (3) 児童の気になる行為や変化があった場合、家庭との情報共有を図り、早期発見につなげる。
- ①いじめ問題を発見したときには、学級担任だけではなく、学校長以下全ての教職員が対応を協議し、的確な役割分担をして組織的に いじめの解決にあたる。
- 3 ②情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考えると共に、いじめている側の児童に 対して毅然とした態度で指導にあたる。 い
- ③傍観者の立場にいる児童にもいじめているのと同様であるということを指導する。 Ľ め
 - ④学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決にあたる。
 - ⑤いじめられている児童の心の傷を癒やすためにスクールカウンセラーや養護教諭と場合によってはスクールソーシャルワーカーとも連 携を図りながら指導を行っていく。
 - ⑥家庭との連携を密にし、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導 に生かす。

19–(3)